

平成29年第1回砂川市議会臨時会

平成29年4月13日（木曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号 財産の取得について
議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
辻 勲議員
武田 真議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 4月13日 1日間
至 4月13日
- 日程第 3 議案第 2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号 財産の取得について
議案第 1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（13名）

議長	飯澤明彦君	副議長	水島美喜子君
議員	増井浩一君	議員	多比良和伸君
	増山裕司君		中道博武君
	佐々木政幸君		武田真君

武 田 圭 介 君
北 谷 文 夫 君
小 黒 弘 君

辻 勲 君
沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病 院 事 業 管 理 者	小 熊 豊
総 務 部 長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	近 藤 恭 史
市 民 部 長	中 村 一 久
経 済 部 長	福 士 勇 治
建 設 部 長	湯 浅 克 己
建 設 部 技 監	荒 木 政 宏
病 院 事 務 局 長	氏 家 実
病 院 事 務 局 審 議 監	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 審 議 監	山 田 基
総 務 課 長	東 正 人
政 策 調 整 課 長	井 上 守
税 務 課 長	為 國 修 一

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	河 原 希 之
---------	---------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	堀 田 一 茂
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。開会前に、4月1日付で人事異動があり、議会説明員の関係者を副市長より紹介したいとの申し出がありますので、これを許します。

〔副市長より新説明員紹介〕

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成29年第1回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び武田真議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月13日の1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第4号 財産の取得について

議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第3、議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 財産の取得について、議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算の4件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 私のほうから議案第2号、第4号、第1号を順次説

明してまいりたいと存じます。

まず初めに、議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、砂川市税条例等の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては11ページ、議案第2号附属説明資料ナンバー1によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料ナンバー1、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。第33条第4項の改正は、所得割の課税標準の定めであり、特定配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化する改正規定であります。

第33条第6項の改正は、同条第4項と同様の定めであり、条文の適正化及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明文化する改正規定であります。

第34条の9の改正は、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除の定めであり、第33条第4項及び第6項の改正等に伴う条文整理であります。

第48条の改正は、法人の市民税の申告納付の定めであり、条文の適正化を図る改正規定及び法人税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第50条の改正は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続の定めであり、条文の適正化を図る改正規定及び地方税法施行令の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第61条の改正は、固定資産税の課税標準の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

第61条の2の改正は、法第349条の3第28項等の条例で定める割合の定めであり、固定資産税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めることができるものに児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産及び児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産並びに児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業、利用定員が5人以下であるものに限る、の用に供する家屋及び償却資産が追加されたことによる条文追加であります。

第63条の2の改正は、施行規則第19条の3第2項の規定による補正の方法の申し出

の定めであり、地方税法施行規則の一部改正による引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

第63条の3の改正は、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申し出の定めであり、被災市街地復興推進地域に定められた場合、震災等発生後4年度分に限り所有者の申し出により従前の共有土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための改正規定であります。

74条の3の改正は、被災住宅用地の申告の定めであり、条文の適正化及び被災市街地復興推進地域に定められた場合、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する改正規定であります。

第159条の改正は、国民健康保険税の減額の定めであり、条文の適正化及び軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乗ずるべき金額について、5割軽減については26万5,000円を27万円に、2割軽減については48万円を49万円に引き上げる改正規定であります。軽減措置の拡充につきましては消費者物価の伸び等を考慮し、低所得者の負担軽減を図るものであります。影響といたしましては平成29年度予算では5割軽減、2割軽減として年税額で27万円の減となるものであります。この軽減措置の拡充に伴う影響分につきましては別途地方財政措置により補填されるものであり、国民健康保険会計には影響を及ぼさないところであります。

軽減措置の拡充による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降で説明申し上げます。19ページ、附属説明資料ナンバー2をごらん願います。医療給付費分の課税額の比較表であります。表の中ほどに軽減額の欄がございますが、この表の改正部分は5割軽減と2割軽減の改正であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5割軽減は現行521世帯が改正後524世帯となり、3世帯の増、2割軽減は現行307世帯が改正後314世帯となり、7世帯の増であり、5割軽減と2割軽減を合わせた影響は10世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が17万8,000円の増となり、年税額で17万8,000円の減、収入見込み額で16万9,000円の減となります。

次に、20ページの附属説明資料ナンバー3は、後期高齢者支援金分の課税額の比較表であります。表の中ほどに軽減額の欄がございますが、この表の改正部分は5割軽減と2割軽減の改正であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5割軽減、2割軽減とも影響する対象世帯は医療給付費分と同様であります。軽減の拡充による影響額は軽減額が5万4,000円の増となり、年税額で5万4,000円の減、収入見込み額で5万1,000円の減となります。

次に、21ページの附属説明資料ナンバー4は、介護納付金分の課税額の比較表であります。表の中ほどに軽減額の欄がございますが、この表の改正部分は5割軽減と2割軽減であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5割軽減は現行182世帯が184世帯となり、2世帯の増、2割軽減は現行120世帯が124世帯となり、4世帯の増であ

り、5割軽減と2割軽減を合わせた影響は6世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が3万8,000円の増となり、年税額で3万8,000円の減、収入見込み額で3万6,000円の減となります。

次に、22ページの附属説明資料ナンバー5は、給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別比較表であります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が87万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が130万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため、税額が減となるものでございます。

同様に23ページの附属説明資料ナンバー6は、給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が87万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が130万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため、税額が減となっております。

以上が国民健康保険税における軽減措置の拡充に関する影響の附属説明資料の説明でございます。

次に、附属説明資料ナンバー1にお戻りいただきまして、12ページをごらん願います。中ほどの附則第5条の改正からご説明いたします。附則第5条の改正は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等の定めであり、控除対象配偶者の定義変更に伴う改正規定であります。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税課税の特例の定めであり、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用を3年延長する改正規定であります。

附則第10条の改正は、読みかえ規定の定めであり、地方税法の一部改正による改正規定であります。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理及び固定資産税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めることができるものに平成29年4月から平成31年3月31日までの期間に政府の補助で子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が事業所内保育事業を目的とする認可外保育施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産で有料で借り受けた固定資産以外の固定資産及び都市緑地法第69条第1項の規定により指定された緑地保全緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日から平成31年3月31日までの間に都市緑地法第63条に規定する認定計画に基づき設置した同法第55条第1項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものが追加されたことによる条文追加であります。

附則第10条の3第2項、第3項、第4項、第5項、第6項の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、条文

の適正化を図る改正規定及び地方税法施行規則等の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第10条の3第7項は、同条第2項と同様の定めであり、特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書の条文追加であります。

附則第10条の3第8項は、同条第7項と同様の定めであり、特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書の条文追加であります。

附則第16条第3項の改正は、軽自動車税の税率の特例の定めであり、附則第16条に3項が追加されたことに伴う条文整理であります。

附則第16条第5項、第6項、第7項は、同条第3項と同様の定めであり、一定の環境性能を有する4輪車等について燃費性能に応じたグリーン化特例とする規定で、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税にかかり、当該軽自動車が平成30年4月1日から31年3月31日までの間に初回車両番号の指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り税率を軽減するものであります。第5項は税率をおおむね75%軽減する軽自動車の該当要件及びその税率についての記載であり、第6項は税率をおおむね50%軽減する軽自動車の該当要件及びその税率についての記載であります。第7項は、税率をおおむね25%軽減する軽自動車の該当要件及びその税率についての記載であります。

附則第16条の2の改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例の定めであり、一定の環境性能を有する4輪車等に適用する燃費性能に応じたグリーン化特例の適用判断基準及び国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽り、その他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として、国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによる不足額の賦課徴収についての改正規定であります。

附則第16条の3の改正は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例の定めであり、特定配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化する改正規定であります。

附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用を3年延長する改正規定及び地方税法の一部改正による引用条項の変更等に伴う条文整理であります。

附則第20条の3の改正は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、特例適用配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明文化する改正規定であります。

附則20条の4第4項の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、条約適用配当等に係る所得について提出された申告書に記

載された事項、その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化する改正規定であります。

附則第20条の4第6項の改正は、同条第4項と同様の定めであり、附則第20条の4第4項の改正に伴う条文整理であります。

附則第21条の2の改正は、都市計画税の法附則第15条第36項の条例で定める割合の定めであり、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による改正前の地方税法附則第15条第36項に規定する管理協定締結期間が終了することに伴う条の削除であります。

附則第21条の2の改正は、都市計画税の法附則第15条第42項の条例で定める割合の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理及び附則第21条の3の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の3は、都市計画税の法附則第15条第44項の条例で定める割合の定めであり、都市計画税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めることができるものに平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に政府の補助で子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が事業所内保育事業を目的とする認可外保育施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産で、有料で借り受けた固定資産以外の固定資産が追加されたことによる条文追加であります。

附則第21条の4は、都市計画税の法附則第15条第45項の条例で定める割合の定めであり、都市計画税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めることができるものに都市緑地法第69条第1項の規定により指定された緑地保全緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に都市緑地法第63条に規定する認定計画に基づき措置した同法第55条第1項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものが追加されたことによる条文追加であります。

附則第21条の5、附則第21条の6の改正は、宅地等に対して課する平成27年度から29年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、附則第21条の4の追加に伴う条の移動であります。

附則第21条の7、附則第21条の8、附則第21条の9の改正は、附則第21条の5と同様の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理及び附則第21条の4の追加に伴う条の移動であります。

附則第22条の3の改正は、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第23条の改正は、附則第22条の3と同様の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、第2条は、砂川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。この改

正は、平成29年3月に制定した砂川市税条例等の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要になったことによるものであります。

第81条の4の改正は、環境性能割の税率の定めであり、条文の適正化を図る改正規定であります。

次に、8ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則であります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。ただし、第1号に定めるものは平成31年1月1日から、第2号に定めるものは平成31年10月1日から、第3号に定めるものは都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置、第5条は都市計画税に関する経過措置、第6条は国民健康保険税に関する経過措置の定めであります。それぞれの改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き平成29年度以後から適用するもので、平成28年度分まではなお従前の例によるものであります。以上が地方税法の改正による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

附属説明資料の改正要旨のうち、第63条の2の説明のところで施行規則第15条というべきところを19条と言い間違えました。訂正いたします。

それでは、続きまして議案第4号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由は、砂川市の住民記録、税情報などの管理に資するため、総合行政情報システム機器一式を取得することについて地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、受託事業者は株式会社北海道日立システムズであり、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を利用して取得するものであります。

- 1、財産の種類、砂川市総合行政情報システム機器一式。
- 2、設置場所、市役所庁舎サーバー室ほか。
- 3、取得価格7,560万円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫であります。

ページをめくっていただき、3ページには議案4号の参考資料といたしまして総合行政情報システム機器一式概要を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第1号 平成29年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,448万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億7,948万6,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。10ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費5,448万6,000円の補正は、鹿島環境エンジニアリング株式会社が新たに豊沼町にある事務所の移転と新工場の建設用地として道央砂川工業団地の分譲地を購入したい旨の申し出があったことから、次ページの附属説明資料に記載の道央砂川工業団地内、西7条北22丁目124番9、6,000平方メートルを砂川市が土地開発公社から簿価で買い取るための経費であります。また、相手方が4月中の取得を希望していることから、今後砂川市から鹿島環境エンジニアリング株式会社に売却するものであります。売価については隣接地の北海道スイコーが平成19年度の売価は平方メートル当たり3,000円であり、それから約10年経過し、その間に市全体の土地価格も下落していることから、一定の下落率を掛けて算定し、平米当たり2,000円程度の売却価格とする予定であります。なお、本年度はさきの3月議会で土地開発公社の経営健全化策として市で計画的に買収するものとして、平成31年度までの債務負担行為の第2年次目として6,000万円の用地買収費を予算化していることから、今回追加されます5,448万6,000円の用地買収費分は一般会計の収支に影響を及ぼさないよう現在の債務負担行為で購入している土地の買収終了後、平成31年度以降の買収額で調整することを考えているところであります。

次に、歳入であります。5ページ、総括でご説明申し上げます。18款繰入金で5,448万6,000円の補正は、財政調整基金繰入金であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市高齢者いきいき支え合い条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第9条は、町内会等との情報の共同利用の定めであり、現行第23条第4項第3号を改正後は第23条第5項第3号に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成29年5月30日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例及び議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の一部を改正する条例について総括質疑を行います。

まず、議案第2号についてです。先月の31日の公布による地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律とそれに付随する政省令及び関連法の改正に伴う条例改正ですが、4点について順次伺います。1点目に所得税の課税標準や条約適用利子等及び条約適用配当等にかかわる個人市民税課税の特例において、市長が課税方式を決定できることが明確化されましたが、このたびの改正に伴い課税実務において変更点が生じるのかどうか。

2点目に新たな制度として新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとするべき者がすべき申告についての規定が盛り込まれていますが、この制度の周知についてはどのようになされていくのか。

3点目に今改正において追加される特定耐震基準適合住宅、特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするべき者がすべき申告について、制度周知とあわせてそれぞれがどのような住宅を指すのか伺います。

4点目に軽自動車税のグリーン化特例の適用期限が延長されましたが、二酸化炭素の排出抑制について地方自治体も協力するという環境支援の一環かなと思います。これによる税の減収の見込みについてはどのようになっているのか、また減収分について別の形で国から補填みたいなものがあるのかどうか。

次に、議案第3号についてですが、このたびの条例改正は個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う条例改正であります。この大もとは、いわゆる番号法の改正に伴い個人情報保護についても具体的な根拠を持って運用していくというものです。砂川市高齢者いきいき支え合い条例は、砂川市独自の条例として制定しているため、国から準則のようなものは来ません。担当者の日々の情報収集の中で、適切な運営が図られるように条例の引用法条についても最新のものに合わせておかなければなりません。このたびの条例改正の必要性については、事前に執行機関に指摘させていただきました。施行期日が来月5月30日というタイミングで間に合ったといっても、法改正は平成27年に行われていたわけですから、本来は個人情報保護法、番号法改正等に伴う条例改正については他の条例改正とあわせて行うべきだったと思いますが、その点についてどのように考えているのか。

また、今回上程されている条例は、引用法の項が変わるだけではなく、具体的に法令内の文言も「個人データを特定の者との間で共同して利用する」から「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される」へと変わっています。一般的に法令文は単なる作文ではなく、文言が変化するときにはその意味内容も変わることが多いとされています。特に厳格に運用を行うようにという注意喚起がされている個人情報取り扱いについて影響が出ないのかどうか伺います。

以上のことを伺いまして、演壇からの質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 初めに、私から経緯を申し上げ、陳謝をいたしたいと思っております。

武田議員の市の条例チェックによりまして制定後の条例の引用条項等のずれや、あるいは準則と違う表現、同じ市の条例の中でも体裁に違いがあるなどの指摘が多々あったところでございます。その中でも今回の2つの条例について、この際機会を捉まえて適正な改正をしなければならないという判断になったものであります。市税条例の改正につきましては、本来平成29年度分の改正で済むところでありますけれども、改正前の条文に用語の使い方等の誤りがあり、平成29年度分の改正とあわせて適正に改正することにしたものであります。また、いきいき支え合い条例では、平成24年12月公布、平成25年4月1日から施行されたところでありますけれども、この個人4情報については個人情報保護法を引用しているところであります。しかし、平成27年9月に個人情報保護法の改正があり、引用した条項が変更となりましたが、この点原課、あるいは法制担当、法規会社等の連携がうまく伝わらず、気がつかなかったという状況がございまして、議員の指摘により判明したところであります。この個人情報保護法の一部改正は来月の5月30日から施行されるということになりますから、取り急ぎ臨時会に提案して、修正、改正することになったものであります。また、他の条例につきましても精査をいたしまして、次の定例会等に適時提案するべく改正を予定しているところであります。今後の条例管理等について内部協議をいたしまして、万全を期してまいるところであります。条例に不備な点があったこと、適時適切な改正になっていないこと等、条例管理に不行き届きがあったことをおわび申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 税条例に関して何点かご質疑がございましたので、順次ご答弁申し上げます。

市長が課税方式を決定できることが明確にされたが、課税実務において変更点があるかという部分についてでございます。個人市民税の配当割の課税標準であります特定配当等に係る所得ですとか特定株式等譲渡所得金額に係る所得等々の部分につきまして、所得税の確定申告書が提出された場合であってもその後個人市民税の申告書が提出された場合

には、個人市民税の申告書に記載された事項をもとに課税できるということを明確にした改正でございます。これまでの課税実務には変更が生じないということでございます。

次に、新築住宅等の固定資産税の減額規定の適用の申告、新たに規定が盛り込まれていますが、制度の周知ということでございます。法に規定されます認定長期優良住宅、耐震基準適合住宅、熱損失防止改修住宅に適合する住宅にあっては、毎年度といいますか、新築時に行います住宅評価を行った際に減額適用を受けるべく申告について周知しているところでございます。今後にあってもそのような方法で行っていきたいと考えているところでございます。

次に、特定耐震基準適合住宅、特定熱損失防止改修住宅等の固定資産税の減額の部分、制度周知とどのような住宅を示すかということでございますが、特定耐震基準適合住宅は地震に対する安全性の向上を目的とした増改築、修繕、または模様替えが行われたものであって、地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準に適合することについて証明された住宅でありまして、特定熱損失防止改修住宅等は特定居住用部分においては熱損失防止改修工事が行われたものであって、認定長期優良住宅に該当することとなった住宅であり、周知の方法については先ほどと同様住宅評価を行った際に減額適用を受けるべく申告について周知しているところであり、今後についてもそのように行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、軽自動車税の関係でございます。グリーン化特例の適用期限の延長ということで、税の減収の見込みという部分、それから国からの補填ということでございますけれども、まだ29年度については賦課していないところでございますので、前年実績というところになりますけれども、前年、平成28年度グリーン化特例の対象台数というのは110台でございます。25%軽減と50%軽減というのがそれぞれ66台、44台なっているところでございます。今後のグリーン化特例に適合する燃費基準が引き上げられたことから、28年度で25%軽減対象だった車両については軽減がなくなります。さらに、50%軽減だった車両についても25%軽減となるということで減収幅が少なくなるものと考えておりまして、また新たに開発された新たな軽自動車について50%、75%等々あると思っておりますけれども、それは当市においてどの程度の影響になるかということについては現在のところわかっていないということでご理解いただきたいと思いますし、国からの補填については現在のところはないということでございます。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第3号にかかわりまして、個人情報保護に関する法律第23条第5項第3号の条文の改正に伴います本条例に対する影響についてご答弁申し上げます。

今般の個人情報の保護に関する法律の改正で、改正前の第23条第4項第3号が改正後

は第23条第5項第3号となり、また条文も改正前の「個人データを特定の者との間で共同して利用する」が「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される」と改正されたところであります。この件につきまして同法を所管いたします個人情報保護委員会に問い合わせましたところ、この第23条の見出しにもありますとおり本条の趣旨である提供に条文の表現を合わせるために改正したものであり、法の解釈や運用に変更はないとの回答を得たところであり、これによりまして条例への影響もないものと考えているところであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 まず、前段、条例の管理のお話もあって、陳謝もありましたけれども、どうしても長い年月がたってマンネリ化してくると、条例が普通の字面で見るとただの文章でありますけれども、執行機関も、それから我々議員が構成している議決機関も大きな権力の担い手で、その根拠はやっぱり条例になるということでもありますから、特に税条例や人の権利を制限するもの、まして個人情報を取り扱うようなものというのはより慎重にという国からの通達や参考情報等にも載せられていることでありますので、今まででしたらマンパワーが足りないとか経験が足りないということで、これは我々もそれを許してきたという責任はあると思います。ですが、一方でやはり何重にもチェックできる体制があるのは行政としてのメリットでありますから、その辺はしっかりとこの条例の重み、議会で議決をするという重み、我々も議決するに当たって非常に重い判断を迫られる場合もあります。ですので、その辺は、ここにいる方は、砂川市の職員は少ないといっても、限られた人がこの議場に入ってきて、市政を代表して答弁に立つわけでありますから、管理職の方々が最終的に決裁印を押すとしても、それから管理職の方一人一人が目を皿のようにして一字一句見ることができないにしても、管理職であるがゆえに一般職の皆さんに適正な指示を出して、やはりそこのチェックは何重にも慎重に慎重を期して、議会に議案を上程するときにもしっかりとそういうことをやっていただきたいと思います。ほかにも砂川市の条例をかなり見て、残り十何本ぐらいですけれども、それ以前に至るまでにかんがりの条例に緊急性があるかどうかは今判断をそちらにお任せしていますが、調べた中で不備、ふぐあいがあるものは多々あります。既にそれは参考情報として行政機関のほうにお渡ししてありますので、臨時会がいいのか定例会がいいのかはわかりませんが、やはりすぐに直すべきものも入っておりますので、その辺は庁内で検討をして、早期に対応していただきたいと思います。

それから、税の関係でありますけれども、まず課税実務のところでは大きな変更がないということはわかりました。これは、特に様式の中の話でしたので、実際上の実務に影響が出ないのであれば、それはそれでいいのかなというふうに思っております。

次、2点目と3点目のこの周知の関係でありますけれども、新たに住宅を建てるとか、それから家を耐震化する、熱損失を防止するというようなことを考えたときに、今でもや

っぱり不動産というのは一般の市民の方にとっても非常に大きな買い物になるわけであり、税は納税の義務というものがありますけれども、その一方で税の軽減ができるというようなメリットをあわせて住宅の新規着工等に結びつけていただきたいというような思いも国の政策としてあろうかと思しますので、この辺の周知というのは漏れが出ないようにしっかりやっていただきたいと思います。

税の関係で1点再質疑をしたいのですが、先ほどちょっと状況が変わってきて、今年度は減収幅が小さくなっていくだろうというお話もありましたけれども、一方で国が環境政策を進めていく中でこういうグリーン化特例というようなものをつくってきました。地方自治体も行政機関でありますから、そういったようなものにしっかりと乗っかって協力をしていくということは大事ではありますけれども、やはり限られた税収で運営をしている地方自治体にあってはできるだけ税の取りこぼしというか、減収幅を抑えていきたいというようなことがある中で、国の政策だから協力しろではなく、本来であればその協力した分のインセンティブというのがあってもいいのかなというふうに思うのですが、心情的にはやっぱりしっかりこないところもあると。ただ、一方でこの減収になっているような部分を何かほかの部分で補うようなことというのが今の市のとり得る対策でできないのかなというふうに思うのですが、その辺というようなものが制度上何かないのかどうかということを再質疑としてお伺いしたいと思います。

それから、いきいき支え合いの関係でありますけれども、先ほど冒頭述べましたように、普通に考えたらただの法改正の項ずれだよなで終わりますけれども、番号法や個人情報保護法の関係は国が本当口を酸っぱくして慎重に運用しろと。個人情報のやりとりというのは非常にセンシティブな情報を含んでいますので、根拠が明確でなければいけない。その根拠が揺らぐようなことがあると場合によっては訴訟リスクにもつながることもありますし、やはり行政職員というのはプロ集団です。その人がしっかりとチェックをして、引用法条にも問題もなく、適正にかつ適法に運用しているのだというようなことは行政が範を示してやっていかないと、ほかの人にいろんな物事を頼むときとか遵法精神を求めるときにそういったようなことはやっぱりやってはいけないわけですから、この辺は質疑では聞きませんが、行政機関の皆さんが一番よくわかっていると思しますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

1点だけ再質疑としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 軽自動車のグリーン化特例の関係でございます。この制度ができたのが、議員さんおっしゃったとおり、CO₂の排出抑制というような部分での制度化でございます。今回はたまたま規制の部分を細分化したところを新年度からということなのでありますけれども、当初導入時点で申請については軽減課税という、軽減という形で導入されましたけれども、一方古い車両について税負担を重くするというので、

重課の制度もあわせてできたところでございます。先ほど29年度の減収の部分についてはちょっと計算できないということでご答弁申し上げましたけれども、平成28年の実績におきましてはグリーン化に基づいて軽減される影響額として40万3,800円減額されております。一方、今ほど紹介しました重課、13年以上の車両について一定程度課税額が高くなる、税が重くなるという部分ですけれども、379万6,400円が重課によって市の税収として多くなったということをごさいます、今年度の改正ではそういう国の補填という部分はないですけれども、当初このグリーン化関係の税制改正があった段階で重課の部分で一定程度収入の確保もされているということでのご理解はちょうどいいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号及び第3号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、議案第1号の質疑を行いたいと思います。

このたびは、先ほどの提案説明であったとおりに民間の会社が工業団地に土地を買うということで、まずは土地開発公社のほうから砂川市が用地買収をするということになるわけですが、提案説明では鹿島環境エンジニアリングの関連というようなお話がありましたけれども、これまでなかなか工業団地が売れなくて、毎年6,000万ずつ市のほうが買い戻しをしてきているという状況の中で、何年ぶりなのでしょう、民間で工業団地を購入してくれるということは喜ばしいことかなと思うのですが、ちょっと今の提案説明ではどのような会社を買われて、従業員がどのくらいなのか、その辺のところをもう少し詳しくお伺いしたいというふうに思っております。

それから、売価の関係でいうと、以前、あれは北海道スイコー株式会社だったと思うのですが、売価が平米3,000円だったところが今後10年経過して、平米2,000円程度ということですから、6,000平米を今回売るということになると実際は1,200万ほどで売るということになるのかなというふうに思うのですが、今後この売価というのがいわゆる民間に工業団地の土地を売る場合というのが大体平米2,000円というのが標準的になっていくのかどうか、今回特別こういうふうに売価の設定をされたのかどうか、この辺お伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 提案いたしました民間会社の関係、それから売価の関係でご質疑がございました。工業団地に新たな企業ということでスイコーさん以来ではないかというふうな思いをしている議員さんですが、そのとおりかなと思っております。鹿島環境エンジニアリングという会社なのですが、主に今市内でやられているというのは保健衛生組合のくるくるの工場内での廃棄物の仕分け等々の事業の受託事業者でございますけれども、その事業を工場としてやるということではなくて、廃棄物処理関係の事業、プラント等の事業をやっている会社でございます。新たな事業展開を砂川市で実施する。実際はほかの町に小さい工場をお持ちになっていることを伺っているわけなのですが、その工場を閉鎖して、当市においても工業団地の中で一部工場

を借りて事業をやっていたという経過も報告いただいているところなのですが、その工場を大きくして、北海道でそこを拠点として工場をつくろう、廃棄物の処理、水質の改善といいますか、多いのが酪農家のふん尿等の排水を浄化させるシステムの部分のものをつくるという部分を伺っているところでございまして、北海道に一つの工場をつくって、そこを拠点として営業をしながら生産、それから販売していくというふうには伺っているところでございます。それから、あわせてその事業化に当たっては隣接するスイコーさんの製品も利用しながらやっていけるのではないかとこの情報をいただいた中で経済部のほうで誘致をしたということで聞いているところでございます。

それから、売価の関係でございまして。平成19年、北海道スイコーさんに売却するに当たって近隣の工業団地等々の金額、それから砂川市に来てほしいという気持ちを持って3,000円という金額が平成19年のスイコーさんの売例としてでございます。それ以降についても近隣含めて工業団地の売れ行きという部分については、内陸型の部分についてはなかなか売れないという中でどんどん下がっている状況でございまして、また今回の価格設定につきましては平成19年以降の市の土地全体の評価、固定資産の評価の平均といたしますか、その部分が年々落ちてきていまして、それを累積しますとこの10年間で約30%以上の価値が落ちているということがございましたので、やはり19年の3,000円で売ることには当然ならないし、近隣のそれぞれの用地の価格の低下というのもございましたので、それを基礎に三十数%の減額をして2,000円を平成28年なり29年の売価として企業誘致、企業に対して示したものでございまして、一、二年はこのような金額になると思いますし、また新たな企業さんが来た段階ではその時点での価格については多少なりとも考えていかなければならないと思っているところでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼しました。従業員が抜けておりました。新たな従業員ということでは工場に4名ほどは採用したいというお話もございまして、事務所が今東庄の構内のほうでくるくるの事業をやるに当たっての事務職員もいるのですけれども、そこを引き払って工業団地に行くということで、その事務職員プラスアルファ工場に対する事務職員も雇うというふうなことを聞いているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 本当はせっかく本当に久しぶりの企業誘致というか、新しい工場が建つということなので、もうちょっと何か詳しいことがお伺いできるかなというふうには思っていたのですが、今のところちょっと無理なのかなというふうにも思いますので、今後詳しい内容というのが出てくるかなというふうには思っているのですが、それで先ほどのいわゆる売価の関係です。今、申しわけないのですが、私土地開発公社のホームページでも何でもちょっと見てこなかったもので、お伺いするのですが、いわゆる簿価と売価とソフト内も開きが出ていて、この辺のことは10年前も私聞いている

ので、事情はよくわかっているのですけれども、実際今後は今のお話でいけば平米2,000円ぐらいの単価で売っていくということですよ。ただ、この2,000円という売り方が実は何かの形でちゃんと見えているのかどうかということなのですけれども、この辺をちょっと、土地開発公社に絡んでしまうのか、答えられる範囲でいいのですけれども、つまり今後企業誘致するときに売価ではとてもではないけれども、売れるものではないということになりますよね。でも、この平米2,000円であれば売るチャンスというのはまだまだあるのかなと。この内陸地で企業誘致はとても難しい土地ではあるのですけれども、その辺のところがどんなふうに表示から見えるようになっていくのかどうか、ちょっとこの機会を見てお伺いできればというふうに思っています。

それから、先ほど1回目で聞き逃したのですけれども、今回も3月の定例会で6,000万たしか買うということになっていましたよね。それで、プラスまたここでちょっと民間企業に売るものと、それから簿価との差というのは4,000万ぐらいは出てしまうということになるので、先ほどのお話でいくと今後の債務負担行為の中で調整を、先ほど言われたかどうかかわからないけれども、そういうようなことをお話しされていたと思うのですけれども、今回の債務負担行為は平成28年度から31年度になっていますので、この中でされるのではなくて、32年度以降の中でこの分を一回買わないとか、全体の債務負担行為の額を減らそうとするのか、ちょっとそこら辺のところをお伺いしたいと思います。○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 私のほうから売価の関連でご説明をしたいと思いますけれども、平成19年に北海道スィコーが現在地の三井東圧の構内から奈井江の工業団地のほうに移転するというお話がありまして、当時の菊谷市長でありましたけれども、やっぱり地元の雇用を確保するためには工業団地ということで、当時の菊谷市長の政策価格といいますか、それで3,000円と。当時簿価は9,000円以上土地開発公社で売らなければ採算が合わないという状況でしたけれども、そういった経過がございまして、市で土地開発公社から土地を買って、市が企業に売るという流れができました。その当時設定した価格が平米3,000円ということで、明確な根拠はないのですけれども、市長の政策価格ということで今日迎えてきまして、その価格をベースとして時点修正、もう10年もたちまして、三十何%も落ちているというような状況から、2,000円ということで設定させていただいたところであります。今後におきましても価格を見ていかなければならないですし、何とか企業には来てほしいという状況がございまして、パンフレットも新たに今理事会を開きましたので、2,000円ということで進めたいということであるところでございます。ただ、経済状況によってはただ持っていてもしようがないという部分もございまして、それは判断しながらまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 公社からの売却計画の関係でございました。今現在年間6,000万という、平成29年度は第2年次目になっています。4年間で買い上げるということで28、29、30、31の部分で6,000万ずつと端数というふうになっておまして、今回の一度買収する部分の金額については31年以降の年間6,000万という部分から減額をしていこうという考えになっているところでございます。今でいくと31年は今の債務負担をしているのが2,000万ほど残っていますので、それだけの状況、そして32年度にも6,000万ではなくて、今回の一部残金出ますので、4,000万程度なのかと思いますけれども、そういう買い入れの仕方をしようというふうに思っているところでございます。

また、先ほど鹿島環境の業務の内容の中で、私ふん尿関係の処理というお話をしたのですけれども、ふん尿ではなくて酪農の搾乳施設の清掃した際に出る汚水を浄化するシステムでございますので、訂正して、おわびしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で日程の全てを終了しました。

これで平成29年第1回砂川市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年4月13日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員